

## 埼玉県障害者施策推進協議会規則（埼玉県規則第142号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### （委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 1 障害者
  - 2 障害者の福祉に関する事業に従事する者
  - 3 学識経験のある者
  - 4 公募に応じた者
  - 5 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### （専門委員）

第4条 専門委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

### （会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員は、協議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉推進課が処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。